

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
青山	1	地域住民が利用しやすい青山地区活動センターについて～大規模改修に期待する～ 地域住民が利用しやすい施設にするには ①3階大ホールの椅子の収納場所(舞台下の引き出し収納) 子ども・高齢者も自分たちで準備後始末ができる設備・備品 ②2階大集会室を, 椅子利用もできるように(和洋) 放送設備, カラオケシステム, 照明のLED化など更新 ③給湯室・荷物エレベーターを使えるように。 ④駐車場が狭いのでみたけ保育園移転後の跡地を駐車場として使えるように(今後車でないと来所できない人の増加) ⑤老人クラブや地区推進会等がいつでも会議できるように。 2階事務室のような部屋を確保してほしい。 ⑥図書室・機能回復訓練室を充実してほしい。 ⑦利用者から声を聞く機会をもってほしい。 (青山地区活動推進会)	「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画」では, 市内30のコミュニティ地域毎に1つの地域拠点施設を置くこととしております。 地域拠点施設とは, 現に又は将来的に各地域のコミュニティの中核になる施設で, 児童から高齢者までの世代が利用可能な集会機能や健康増進等の機能を有するものです。 青山地区においては, この青山地区活動センターが地域拠点施設として位置づけられており, 平成30年度に予定している大規模改修に伴い中央通勤労青少年ホームのモリーオ中央通教室の受入れによる機能の集約化に取り組むこととしております。 大規模改修では, 現在の建物の躯体, 延床面積に変わりありませんが, 新たに受け入れるモリーオ中央通教室のスペース確保について, 既存の会議室や共有部分の見直しや, 老人福祉センターの浴室部分の廃止による余剰スペースの利用などを検討しており, これらを踏まえ利便性のよい間取りを考えてまいります。 また, 工事期間中は利用者の安全性を考慮し, 老人福祉センター及び地区活動センターの一時的な休館も検討しております。 これらのことも含めまして, 今年度, 基本構想を策定する際に利用しやすい施設とするため, 地域の方々や利用者から御意見を伺う機会を設けながら進めてまいりたいと存じます。 次に, 「地域住民が利用しやすい施設にするには」の①, ③, ⑦についてお答えします。 ①については, 今年度中に基本構想を策定する際に, 御要望について検討してまいります。 ③については, 人荷エレベーターでの代用及び維持管理費も考えながら今後のあり方も含めて検討してまいります。 ⑦今年度中に基本構想を策定する際に地域の方々が利用しやすい施設とするため御意見を伺う機会を設けながら進めてまいります。	市民部 市民協働推進課

平成28年度 青山地区まちづくり懇談会 懇談事項

平成28年7月28日(木)

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
青山	1		続きまして、②④⑤⑥についてお答えします。 ②2階大集会室の改修につきましては、基本構想を策定する際に、御要望について検討してまいります。 ④みたけ保育園移転後の活用につきましては、現在、決まっていない状況です。今後、地域の声をお聞きしながら、有効な活用が図れるよう検討してまいります。 ⑤会議のできる部屋の確保についてですが、大規模改修後の部屋の配置などを、地域の皆様や利用者の御意見等も踏まえて検討してまいります。 ⑥大規模改修に当たりましては、利用しやすい環境づくりに努めてまいります。	保健福祉部 長寿社会課
青山	2	小・中学校の学区について 小・中学校と町内会との連携を強化するために 青山地区では小学校4校、中学校2校に通う子供たちがいるが1つの町内から2つの小学校に通っている現状もある。 ①盛岡市内の状況を知りたい。 ②児童センター機能を小学校に移転する計画となっているが将来的に学区や通学区域(学区割)はどうなるのか。 (青山地区活動推進会)	①盛岡市内の小学校では、学制が実施された明治6年に創立した小学校の学区が元となり、その後の教育制度改革や市の発展に伴う人口増等による学区再編を経て、現在の学区となっているものがあります。 新設する学校と既存の学校の規模や通学距離などから学区を定めたため、町内会等の区域と一致していないものが多くみられます。 また、中学校では昭和22年の学校教育法の制定により、小学校区を元に新制中学16校を設置したもので、その後、人口増などにより学区を再編し、現在に至っているものであります。 小学校区を分割している中学校区や小学校同様、町内会等の区域と一致していない中学校もあります。 ②平成28年3月に策定した「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画」では、大新小学校と月が丘小学校、青山小学校は、大規模改修に合わせて、城北小学校は、修繕に合わせて、児童館・児童センターの機能の受入れを検討することとしておりますが、これらの機能を受け入れたとしても、それぞれの学校の位置は変わりませんので、学区の変更はないものであります。 学校運営は、学校と保護者、地域が連携を密にすることにより、円滑に行われるものと存じております。教育委員会といたしましては、引き続き、地域と学校のつながりを大切にしながら、よりよい学校教育環境作りに取り組んでまいりますので、地域の皆様の御協力をお願いいたします。	教育委員会 学務教職員課

平成28年度 青山地区まちづくり懇談会 懇談事項

平成28年7月28日(木)

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
青山	3	地域担当職員の業務について ～有益な地域と行政機関のかけ橋～ 地域活動における支援の具体的な内容を知りたい。 (月が丘一丁目町内会)	地域担当職員は、「盛岡市町内会・自治会協働推進計画」及び「第2次盛岡市地域協働推進計画」に基づき、地域に居住する職員を身近な市の窓口の一つとして機能させ、必要に応じ地域協働事業への関わりを持たせることで、地域活動への支援の充実を図るとともに、地域と市の連携を強化することを目的として配置したものです。 名称のよく似た地区担当員とは異なる目的で配置され、地区担当員の担ってきた役割は、町内会・自治会が、奨励金制度を活用して担っていくこととなります。 地域担当職員については次の5つを主な業務と定めています。 1 災害時における被災箇所の状況把握及び第一報 夜間、休日等に災害警戒本部が設置された際に、地域担当職員が把握した地区内の異常を、災害警戒本部へ連絡すること。 2 地域協働に関わる業務 コミュニティ推進地区ごとに実施する、まちづくりなどの地域協働事業への協力や助言等を行うこと。 市民協働推進課の専任職員の対応を原則とするが、事業の内容等により地域担当職員の対応が望ましい場合、対応するもの。 3 コミュニティ推進地区組織の総会への出席 地域担当職員を地区へ紹介することを目的とする。 地域担当職員は業務としてコミュニティ推進地区組織や地域づくり組織、町内会・自治会等の行事に参加したり事務局を担ったりするものではない。 4 要望を受けた場合の所管課への取り次ぎ コミュニティ推進地区組織等や町内会・自治会等からの相談や要望等を担当課へ取り次ぐこと。 5 空き地・空き家等に関する状況把握 担当課であるくらしの安全課からの依頼により、地域担当職員が現地調査等を行うもの。	市民部 市民協働推進課

平成28年度 青山地区まちづくり懇談会 懇談事項

平成28年7月28日(木)

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
青山	4	市民協働推進の中での市と町内会・自治会の役割について 町内会・自治会が行政に協力できる範囲はどこまでか教えてほしい。行政委嘱委員(きれいなまち推進員, 民生委員, 保健推進員など)の推薦に苦勞している現状があり, 人を見つけるのが自治会の役割なのか教えてほしい。 (月が丘一丁目町内会)	市にとって, 町内会・自治会は, 市民協働によるまちづくりを進める上でなくてはならない大切なパートナーだと考えております。 しかし, 社会状況の変化に伴い, 地縁的なつながりや地域の人間関係の希薄化, 地域社会が有している互助意識の衰退が言われている中, 業務負担の多い町内会役員の担い手不足や, アパート・マンション世帯の加入率低迷等による会員の減少等もあり, 公共的役割を担うことに対する負担感を抱えている町内会・自治会も多いと認識しております。 これに対し, 市はこれまで, 街路灯電気料の東北電力への直接払いの実施や複数の謝礼金や補助金を1本にまとめた協働推進奨励金制度の導入による事務負担の軽減, 町内会・自治会にとって必要のない回覧物やポスター掲示等の依頼の原則廃止や, 地域担当職員制度の創設と市民協働推進センターの開設による地区活動を支援する窓口の増加など, 大切なパートナーである町内会・自治会に, 今後とも活動を継続していただくため, 市と町内会・自治会の関わりにおいて生じる様々な負担の軽減に努めてまいりました。 市は, 今後とも町内会・自治会の自立性を尊重する原則を踏まえながら, 町内会・自治会に持続的な活動を行っていただくため, その負担の軽減を中心とした支援策を進めてまいりますので, 御協力をお願いいたします。	市民部 市民協働推進課

平成28年度 青山地区まちづくり懇談会 懇談事項

平成28年7月28日(木)

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
青山	4		きれいなまち推進員は、ごみ集積場所の管理指導、地域の実情や特色を踏まえた環境活動、地域と行政のパイプ役としての役割等、循環型社会形成の推進に重要な役割を担っていただいていることから、町内会、自治会等からの御意見を尊重し、非常勤職員として市長から委嘱しております。 今後とも、きれいなまち推進員の推薦に、御理解、御協力をいただきたいと存じます。 民生委員は、地域における身近な相談・支援者として、地域の実情を良く知り、地域の住民が気軽に相談できることが求められていることから、町内会・自治会に候補者の推薦をお願いしているところです。 保健推進員は、地域に密着した保健活動を行っていただくことから、町内会、自治会等の御意見をお聴きして委嘱することとしております。担当地区の健康相談・健康教室へのお手伝いなど、健康づくりのリーダーとして活動していただいているところです。 特に御負担をかけている候補者の選考の際などには、必要に応じ、候補者の方へ業務や役割について、担当職員が同行して説明するなども行ってまいりますので、担当課まで御連絡をいただきたいと存じます。	環境部 資源循環推進課 保健福祉部 地域福祉課 保健所 企画総務課